

神奈川県雇用対策協定運営協議会設置要綱

1 目的

神奈川県雇用対策協定第2条第2項に基づき、事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等を実施するため神奈川県雇用対策協定運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成

協議会の構成員は、別表のとおりとする。

3 協議事項

協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 事業結果の評価に関する事項
- (3) その他、雇用対策の実施に当たって、必要な事項

4 開催

- (1) 協議会は、毎年度1回以上開催する。
- (2) 協議会の会長は、神奈川県産業労働局労働部長とし、副会長は神奈川労働局職業安定部長とする。
- (3) 協議会は、会長が招集、開催する。
- (4) 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

5 部会

協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

6 秘密の保持

協議会の構成員及び協議会に参加したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 事務局

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課及び神奈川労働局職業安定部職業安定課に事務局を置く。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表

神奈川県	産業労働局 労働部	労働部長、雇用労政課長、産業人材課長
神奈川労働局	職業安定部 雇用環境・均等部 労働基準部	職業安定部長、職業安定課長、職業対策課長、需給調整事業課長、訓練室長 企画課長 監督課長